

令和 2 年 教育委員会

第 2 回 臨時会 議事日程

令和 2 年 3 月 3 1 日（火）午後 2 時

第 1 議 案

【 子ども総務課 】

- (1) 議案第11号「令和 2 年度教育委員会事務局幹部職員の異動」

【 指導課 】

- (1) 議案第12号「幼稚園教育職員・九段中等教育学校教育職員の採用等について」
- (2) 議案第13号「幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則」
- (3) 議案第14号「幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則」
- (4) 議案第15号「幼稚園教育職員の給与の減額を免除することのできる場合の基準に関する規則の一部を改正する規則」
- (5) 議案第16号「千代田区立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則」
- (6) 議案第17号「千代田区立幼稚園教育管理職の業績評価に関する規則の一部を改正する規則」
- (7) 議案第18号「千代田区教育研究専門員の設置等に関する規則を廃止する規則」
- (8) 議案第19号「千代田区立教育研究所処務規程の一部改正」

【 文化振興課 】

- (1) 議案第20号「議案第10号『日比谷図書文化館文化財事務室処務規程の一部改正』の取り消し」

第 2 報 告

【 子ども総務課 】

- (1) 令和 2 年度教育委員会事務局一般職員の異動

議案第11号

教育委員会事務局幹部職員の異動

下記のとおり決定する。

記

1 令和2年4月1日付転入・昇任等
(部長級)

新 任 職	現 職	職	氏 名	備考
教育委員会事務局子ども部長	政策経営部長	事	清 水 章	
教育委員会事務局子ども部参事（連絡調整担当）	教育委員会事務局子ども部子ども施設課長【統括課長】	事	小 池 正 敏	昇任
教育委員会事務局子ども部教育担当部長	政策経営部財産管理担当部長	事	佐 藤 尚 久	再任用新規

(課長級)

新 任 職	現 職	職	氏 名	備考
教育委員会事務局子ども部子ども総務課長	政策経営部人事課長	事	大 谷 由 佳	
教育委員会事務局子ども部子ども施設課長【統括課長】	事務取扱 教育委員会事務局子ども部参事（連絡調整担当）	小 池 正 敏		
教育委員会事務局子ども部学務課長	地域振興部コミュニティ総務課コミュニティ調整担当係長（課長補佐）	事	小 原 佳 彦	昇任
教育委員会事務局子ども部子ども支援課長	教育委員会事務局子ども部子ども支援課長	事	新 井 玉 江	再任用更新
児童・家庭支援センター所長【統括課長】	児童・家庭支援センター所長【統括課長】	事	安 田 昌 一	再任用更新
九段中等教育学校経営企画室長	九段中等教育学校経営企画室長【統括課長】	技	大 塚 光 夫	再任用更新

2 令和2年3月31日付転出
(部長級)

新 任 職	現 職	職	氏 名	備考
地域振興部長	教育委員会事務局子ども部教育担当部長	事	村 木 久 人	
地域振興部戸籍住民サービス担当部長	教育委員会事務局子ども部参事（連絡調整担当）	事	恩 田 浩 行	
地域振興部文化スポーツ担当部長	教育委員会事務局子ども部長	事	大 矢 栄 一	再任用新規

(課長級)

新 任 職	現 職	職	氏 名	備考
保健福祉部保険年金課長	教育委員会事務局子ども部学務課長【統括課長】	事	纒 片 淳 一	再任用更新

3 令和2年3月31日付退職

現 職	職	氏 名	備考
教育委員会事務局子ども部長	事	大 矢 栄 一	

幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（平成12年千代田区教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

新（改正後）	旧（現 行）
<u>（超過勤務を命ずる時間及び月数の上限）</u> <u>第7条の2 教育委員会は、職員に超過勤務を命ずるときは、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間及び月数（第1号にあっては時間）の範囲内で必要最小限の超過勤務を命ずるものとする。</u> <u>（1） 第3号に規定する部署以外の部署に勤務する職員（次号に掲げる職員を除く。） 次</u> <u>のア及びイに定める時間</u> <u>ア 1月において超過勤務を命ずる時間につ</u> <u>いて45時間</u> <u>イ 1年において超過勤務を命ずる時間につ</u> <u>いて360時間</u> <u>（2） 1年において勤務する部署が次号に規定する部署から前号に規定する部署となった職員 次のアからウまでに定める時間及び月数</u> <u>ア 1年において超過勤務を命ずる時間につ</u> <u>いて720時間</u> <u>イ 次号に規定する部署から前号に規定する</u> <u>部署となった日から当該日が属する月の末</u> <u>日までの期間（以下「特定期間」という。）</u> <u>において次号ア、ウ及びエに定める時間及び</u> <u>月数</u> <u>ウ 特定期間の末日の翌日から1年の末日ま</u> <u>での期間において前号アに定める時間及び</u> <u>当該期間の月数に30を乗じた時間</u> <u>（3） 他律的業務（業務量、業務の実施時期</u> <u>その他の業務の遂行に関する事項を自ら決定</u> <u>することが困難な業務をいう。）の比重が高い</u> <u>部署として教育委員会が指定するものに勤務</u> <u>する職員 次のアからエまでに定める時間及</u> <u>び月数</u> <u>ア 1月において超過勤務を命ずる時間につ</u> <u>いて100時間未満</u> <u>イ 1年において超過勤務を命ずる時間につ</u> <u>いて720時間</u> <u>ウ 1月ごとに区分した各期間に当該各期間</u> <u>の直前の1月、2月、3月、4月及び5月の</u> <u>期間を加えたそれぞれの期間において超過</u> <u>勤務を命ずる時間の1月当たりの平均時間</u> <u>について80時間</u> <u>エ 1年のうち1月において45時間を超えて</u> <u>超過勤務を命ずる月数について6月</u>	<u>（新設）</u>

<u>2 教育委員会が、特例業務（大規模災害への対処その他の重要な業務であって特に緊急に処理することを要するものと教育委員会が認めるものをいう。）に従事する職員又は従事していた職員に対し、前項各号に定める時間又は月数を超えて超過勤務を命ずる必要がある場合については、当該超えることとなる時間又は月数に係る部分に限り、同項の規定は適用しない。</u>	
<u>3 教育委員会は、前項の規定により、第1項各号に定める時間又は月数を超えて職員に超過勤務を命ずるときは、当該超えた部分の超過勤務を必要最小限のものとし、かつ、当該職員の健康の確保に最大限の配慮をするとともに、当該超過勤務を命じた日が属する当該時間又は月数の算定に係る1年の末日の翌日から起算して6月以内に、当該超過勤務に係る要因の整理、分析及び検証を行わなければならない。</u>	
<u>4 前3項に定めるもののほか、職員に超過勤務を命ずる場合における時間及び月数の上限に関し必要な事項は、教育委員会が定める。</u>	
（年次有給休暇の付与）	（年次有給休暇の付与）
第13条 （現行に同じ）	第13条 （略）
2 （現行に同じ）	2 （略）
<u>3 会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則（令和2年千代田区規則第 号）の適用を受けていた会計年度任用職員が引き続いてこの規則の適用を受ける場合における当該職員のその年度の年次有給休暇の日数は、この規則の適用を受けることとなる日の前日に使用することができる日数のうちその年度に付与されたものに、この規則の適用を受けることとなった月に応じ、別表第1に定める日数を加えたものとする。</u>	<u>（新設）</u>
（年次有給休暇の繰越し）	（年次有給休暇の繰越し）
第14条 条例第15条第1項及び第2項に規定する年次有給休暇の日数のうち、その年度に使用しなかった日数がある場合は、20日を限度に翌年度に限りこれを繰り越すことができる。ただし、前年度における勤務実績（一の年度における総日数から週休日の日数を減じた日数に対する勤務した日数の割合をいう。<u>第15条を除き、</u>以下同じ。）が8割に満たない職員については、この限りでない。	第14条 条例第15条第1項及び第2項に規定する年次有給休暇の日数のうち、その年度に使用しなかった日数がある場合は、20日を限度に翌年度に限りこれを繰り越すことができる。ただし、前年度における勤務実績（一の年度における総日数から週休日の日数を減じた日数に対する勤務した日数の割合をいう。以下同じ。）が8割に満たない職員については、この限りでない。
2～4 （現行に同じ）	2～4 （略）
（育児短時間勤務職員等に関する年次有給休暇の特例）	（育児短時間勤務職員等に関する年次有給休暇の特例）
第14条の2 （現行に同じ）	第14条の2 （略）
2 （現行に同じ）	2 （略）
<u>3 第13条第3項に規定する職員であって、この規則の適用を受けることとなる日から育児短時間勤務を始めるもののその年度の年次有給休暇</u>	<u>（新設）</u>

<u>の日数は、同項の規定にかかわらず、この規則の適用を受けることとなる日の前日に使用することができる日数のうちその年度に付与されたものに、別表第2の2に定める日数を加えたものとする。</u>	
(臨時的に任用された職員の年次有給休暇) 第15条 条例第15条第5項に規定する臨時的に任用された職員の任用期間中の年次有給休暇は、<u>当該任用の時点において付与するものとし、その日数は、別表第3に定める日数とする。</u>	(臨時的に任用された職員の年次有給休暇) 第15条 条例第15条第5項に規定する臨時的に任用された職員の任用期間中の年次有給休暇は、<u>別表第3のとおりとする。</u>
2 <u>前項又は本項の規定による年次有給休暇を付与されたのち、引き続き臨時的に任用され、又は任用期間が更新され、かつ、前項の規定による任用の日から当該引き続き臨時的に任用されたときの任期又は任用期間が更新されたときの任用期間の末日までの期間が1年以下である場合の年次有給休暇は、当該引き続き臨時的に任用され、又は任用期間が更新された時点において付与するものとし、その日数は、同項の規定による任用の日から当該引き続き臨時的に任用されたときの任期又は任用期間が更新されたときの任用期間の末日までを任用期間とした場合における別表第3に定める年次有給休暇の日数から既に付与された年次有給休暇の日数を減じた日数とする。</u>	2 <u>前項に規定する年次有給休暇は、職員が引き続き任用された場合においても、繰り越さない。</u>
3 <u>前2項又は次項の規定による年次有給休暇を付与されたのち、引き続き臨時的に任用され、又は任用期間が更新され、かつ、当該引き続き臨時的に任用され、又は任用期間が更新された日が、第1項の規定による任用の日から起算して1年を経過した日以後である場合の年次有給休暇は、同日及び毎年同日に相当する日（相当する日がない場合には、その前日）（以下「応当日等の日」という。）の時点において付与するものとし、その日数は、20日とする。</u>	<u>(新設)</u>
4 <u>第1項又は第2項の規定による年次有給休暇を付与されたのち、引き続き臨時的に任用され、又は任用期間が更新され、かつ、当該引き続き臨時的に任用され、又は任用期間が更新された日が、第1項の規定による任用の日から起算して1年を経過した日前であって、同項の規定による任用の日から当該引き続き臨時的に任用されたときの任期又は任用期間が更新されたときの任用期間の末日までの期間が1年を超える場合の年次有給休暇は、次の各号に掲げる時点において、当該各号に定める日数を付与するものとする。</u> <u>(1) 当該引き続き臨時的に任用され、又は任用期間が更新された時点 20日から既に付与された年次有給休暇の日数を減じた日数</u> <u>(2) 当該引き続き臨時的に任用されたとき</u>	<u>(新設)</u>

	<u>の任期又は任用期間が更新されたときの任用期間における応当日等の日の時点 20日</u>	
5	<u>前各項に規定する年次有給休暇の日数のうち、応当日等の日前1年の間に使用しなかった日数があるときは、20日を限度に当該応当日等の日以後1年に限りこれを繰り越すことができる。ただし、応当日等の日前1年における勤務実績（第1項の規定による任用の日又は応当日等の日から起算して1年を経過する日までの間における総日数から週休日の日数を減じた日数に対する勤務した日数の割合をいう。以下この条において同じ。）が8割に満たない臨時的に任用された職員については、この限りでない。</u>	<u>（新設）</u>
6	<u>勤務実績を算定する場合において、勤務した日数とみなす期間については、第14条第4項の規定を準用する。</u>	<u>（新設）</u>
	<u>（業務量の適切な管理等）</u>	<u>（新設）</u>
第35条	<u>教育委員会は、職員の健康及び福祉の確保を図ることにより幼稚園教育の水準の維持向上に資するよう、その所管に属する幼稚園の職員が業務を行う時間（公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和46年法律第77号）第7条第1項の指針に規定する在校等時間をいう。以下同じ。）から所定の勤務時間（同法第6条第3項各号に掲げる日（代休日が指定された日を除く。）以外の日における正規の勤務時間をいう。以下同じ。）を除いた時間を次の各号に掲げる時間の上限の範囲内とするため、職員の業務量の適切な管理を行う。</u>	
	<u>（1） 1月について45時間</u>	
	<u>（2） 1年について360時間</u>	
2	<u>教育委員会は、職員が幼児に係る通常予見することのできない業務量の大幅な増加等に伴い、一時的又は突発的に所定の勤務時間外に業務を行わざるを得ない場合には、前項の規定にかかわらず、職員が業務を行う時間から所定の勤務時間を除いた時間を次の各号に掲げる時間及び月数の上限の範囲内とするため、職員の業務量の適切な管理を行う。</u>	
	<u>（1） 1月について100時間未満</u>	
	<u>（2） 1年について720時間</u>	
	<u>（3） 1月ごとに区分した各期間に当該各期間の直前の1月、2月、3月、4月及び5月の期間を加えたそれぞれの期間において1月あたりの平均時間について80時間</u>	
	<u>（4） 1年のうち1月において所定の勤務時間以外の時間において45時間を超えて業務を行う月数について6月</u>	
3	<u>前2項に定めるもののほか、職員の業務量の適切な管理その他職員の健康及び福祉の確保を図るために必要な事項については、教育委員会</u>	

<u>が別に定める。</u> (委任) <u>第36条</u> この規則の施行に関し必要な事項は、千代田区教育委員会教育長が定める。	(委任) <u>第35条</u> この規則の施行に関し必要な事項は、千代田区教育委員会教育長が定める。
備 考 1 改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）がない場合には、当該改正後部分を加える。 2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。 3 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日から令和2年8月31日までの間におけるこの規則による改正後の幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則第7条の2第1項第3号ウの規定の適用については、同号ウ中「5月の期間」とあるのは「5月の期間（令和2年4月以降の期間に限る。）」とする。

幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部改正について

1 改正趣旨

(1) 超過勤務命令の上限規制の導入

「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」が平成 31 年 4 月 1 日から施行され、民間労働者に対して時間外労働の上限規制が導入された。また、これに合わせ、国も人事院規則を改正し、国家公務員の超過勤務命令の上限規制を導入した。

これらのことを踏まえ、幼稚園教育職員についても、超過勤務命令の上限規制を導入する。

(2) 年次有給休暇に係る改正

会計年度任用職員から引き続いて幼稚園教育職員になった場合の年次有給休暇について定める。また、臨時的任用職員（地方公務員法、地方公務員の育児休業等に関する法律及び女子教職員の出産に際しての補助教職員の確保に関する法律に基づく臨時的任用職員）の年次有給休暇について所要の改正を行う。

(3) 業務量の適切な管理

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律（令和元年法律第 72 号）が公布され、教育職員の健康及び福祉の確保を図るために、教育職員の業務量の適切な管理等に関する指針を策定することが規定されたことを受け、幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例が改正された。条例改正に伴い、業務量の適切な管理等に係る規定を設ける。

2 改正概要

項目・条文	改正内容
第 7 条の 2	・ 職員の超過勤務命令の上限時間を次のとおり定める。 - ア 1 月について 4 5 時間 - イ 1 年について 3 6 0 時間 ・ 特例業務（大規模災害への対処など）に従事する場合には、超過勤務命令の上限規制は適用しない。

第13条 第14条 第14条の2	・会計年度任用職員から引き続き幼稚園教育職員となった者の年次有給休暇について定める。 ・会計年度任用職員から引き続き幼稚園教育職員となった者が、幼稚園教育職員となった日から育児短時間勤務を取得する場合の年次有給休暇について定める。
第15条	・臨時的に任用された時点の年次有給休暇の付与日数を定める。 ・臨時的任用職員が引き続き臨時的に任用された場合又は任用期間が更新された場合に、年次有給休暇を引き継ぐ旨の改正を行う。
第35条	・職員が業務を行う時間（在校等時間）から所定の勤務時間を除いた時間の上限等を次のとおり定め、職員の業務量の適切な管理を行う。 - ア 1月について 45時間 - イ 1年について 360時間 ・職員が幼児に係る通常予見することのできない業務量の大幅な増加等に伴い、一時的又は突発的に所定の勤務時間外に業務を行わざるを得ない場合は、業務を行う時間から所定の勤務時間を除いた時間及び月数の上限等を次のとおり定め、職員の業務量の適切な管理を行う。 - ア 1月について 100時間未満 - イ 1年について 720時間 - ウ 2～6か月の平均時間について 80時間 - エ 1月45時間を超える月数については年6か月まで

3 新旧対照表

別紙のとおり

4 施行期日

令和2年4月1日

幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則

幼稚園教育職員の期末手当に関する規則（平成12年千代田区教育委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

新（改正後）	旧（現 行）
（支給対象外職員）	（支給対象外職員）
第2条 （現行に同じ）	第2条 （略）
2 条例第27条第1項後段の教育委員会規則で定める職員は、次に掲げる者とする。	2 条例第27条第1項後段の教育委員会規則で定める職員は、次に掲げる者とする。
（1）～（4） （現行に同じ）	（1）～（4） （略）
<u>（4）の2 退職後引き続いて会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年千代田区条例第13号）の適用を受けることとなった者</u>	<u>（新設）</u>
（5） （現行に同じ）	（5） （略）
（欠勤等日数）	（欠勤等日数）
第5条 前条の欠勤等日数は、在職期間中の次に掲げる期間（第5項の規定の適用を受けるものを除く。以下「欠勤等の期間」という。）ごとに当該欠勤等の期間から幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成12年千代田区条例第34号。以下「勤務時間条例」という。）第5条及び第6条の規定による週休日、勤務時間条例第12条及び第13条の規定による休日並びに勤務時間条例第14条第1項の規定により指定された代休日（以下「週休日等」という。）を除いた日における勤務時間条例の規定による1日の正規の勤務時間（以下「1日の正規の勤務時間」という。）について勤務しない時間を合計した時間を7時間45分をもって1日（第1号から第3号まで及び第6号から第8号までに掲げる期間にあっては2分の1日とする。）として換算した日数（1日（第1号から第3号まで及び第6号から第8号までに掲げる期間にあっては2分の1日とする。）未満の端数の時間があるときはこれを切り捨てた日数とする。）を合計した日数とする。	第5条 前条の欠勤等日数は、在職期間中の次に掲げる期間（第5項の規定の適用を受けるものを除く。以下「欠勤等の期間」という。）ごとに当該欠勤等の期間から幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成12年千代田区条例第34号。以下「勤務時間条例」という。）第5条及び第6条の規定による週休日、勤務時間条例第12条及び第13条の規定による休日並びに勤務時間条例第14条第1項の規定により指定された代休日（以下「週休日等」という。）を除いた日における勤務時間条例の規定による1日の正規の勤務時間（以下「1日の正規の勤務時間」という。）について勤務しない時間を合計した時間を7時間45分をもって1日（第1号から第3号まで及び第6号から第8号までに掲げる期間にあっては2分の1日とする。）として換算した日数（1日（第1号から第3号まで及び第6号から第8号までに掲げる期間にあっては2分の1日とする。）未満の端数の時間があるときはこれを切り捨てた日数とする。）を合計した日数とする。
（1）～（8） （現行に同じ）	（1）～（8） （略）
（9） 職免条例第2条の規定により職務に専念する義務を免除され、かつ、減免基準第2条に規定する承認を受けていない期間（職員団体会合等参加期間、団体派遣期間、 <u>講演等を行った期間又は職免規則第2条第1項第7号に掲げる場合に該当し職務に専念する義務を免除され、妊娠中若しくは出産後の症状等に対応する措置として休養を要した期間</u> を除く。）	（9） 職免条例第2条の規定により職務に専念する義務を免除され、かつ、減免基準第2条に規定する承認を受けていない期間（職員団体会合等参加期間、団体派遣期間、 <u>又は講演等を行った期間</u> を除く。）
（10） （現行に同じ）	（10） （略）

2 ～ 5 （現行に同じ）	2 ～ 5 （略）
備 考 1 改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）がない場合には、当該改正後部分を加える。 2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。 3 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条第 2 項第 4 号の 2 の改正規定は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部改正について

1 改正趣旨

会計年度任用職員制度の導入に伴い、幼稚園教育職員であった者が、退職後に引き続いて会計年度任用職員となった場合に、幼稚園教育職員としての期末手当の支給対象外職員とする。

このほか、所要の規定整備を行う。

2 改正概要

項目・条文	改正内容	施行年月日
第2条第2項 第4号の2	支給対象外職員として、退職後引き続いて会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の適用を受けることとなった者を追加する。	令和2年4月1日

3 新旧対照表

別紙のとおり

4 施行期日

令和2年4月1日(ただし、第5条第1項第9号の改正規定は公布の日)

議案第15号

幼稚園教育職員の給与の減額を免除することのできる場合の基準に関する規則の一部を改正する規則

幼稚園教育職員の給与の減額を免除することのできる場合の基準に関する規則（平成12年千代田区教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

新（改正後）		旧（現 行）	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
原因	承認を与える日又は時間	原因	承認を与える日又は時間
1 <u>感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）及びこれに基づく政令等による就業制限、交通の制限若しくは遮断若しくは感染を防止するための協力又は検疫法（昭和26年法律第201号）による停留</u>	その都度必要と認める日又は時間	1 <u>感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）による交通の制限又は遮断</u>	その都度必要と認める日又は時間
2～14 （現行に同じ）	（現行に同じ）	2～14 （略）	（略）
備考 （現行に同じ）		備考 （略）	
備 考			
1 改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）がない場合には、当該改正後部分を加える。			
2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。			
3 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。			

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の幼稚園教育職員の給与の減額を免除することのできる場合の基準に関する規則の規定は、令和2年3月2日から適用する。

幼稚園教育職員の給与の減額を免除することのできる場合の基準に関する規則の一部改正について

1 改正趣旨

総務省より「新型コロナウイルス感染拡大防止において出勤することが著しく困難であると認められる場合の休暇の取扱いについて」が通知されたことに伴い、任命権者が職員の給与の減額を免除することができる場合の基準の一部を改正する規則（令和 2 年特別区人事委員会規則第 2 号）と同様に規定の整備を行う。

2 改正概要

項目・条文	改正内容	施行年月日
別表（第 2 条） 第 1 号	減額免除の基準として、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく政令等による就業制限、感染を防止するための協力、検疫法による停留を追加する。	公布の日（3 月 2 日から適用）

3 新旧対照表

別紙のとおり

4 施行期日

公布の日から施行し、3 月 2 日から適用する。

千代田区立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

千代田区立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則（昭和53年千代田区教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

新（改正後）	旧（現 行）
（主幹教諭） 第6条の3（現行に同じ） 2（現行に同じ） 3（現行に同じ） 4（現行に同じ） 5（現行に同じ） 6（現行に同じ） <u>7 学校の実情に照らし必要があると認めるときは、校長及び副校長を助け、命を受けて校務の一部を整理し、並びに生徒の栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を置くことができる。</u> （主任教諭等） 第6条の6（現行に同じ） 2（現行に同じ） <u>3 学校に、特に高度の知識又は経験を必要とする栄養教諭の職として、主任栄養教諭を置くことができる。</u>	（主幹教諭） 第6条の3 小中学校に主幹教諭を置く。ただし、特別の事情のあるときは、主幹教諭を置かないことができる。 2 主幹教諭は、校長及び副校長を助け、命を受けて校務の一部を整理し、並びに児童又は生徒の教育をつかさどる。 3 主幹教諭は、担当する校務について、所属職員（ただし、市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条に規定する事務職員及び学校栄養職員（以下「都費負担事務職員等」という。）並びに千代田区長任命に係る職員を除く。）を監督する。 4 主幹教諭が担当する校務の範囲は、委員会が別に定める基準に基づき、校長が決定する。 5 校長は、前項の規定に基づき主幹教諭が担当する校務の範囲を決定したときは、委員会に報告しなければならない。 6 学校の実情に照らし必要があると認めるときは、校長及び副校長を助け、命を受けて校務の一部を整理し、並びに児童又は生徒の養護をつかさどる主幹教諭を置くことができる。 <u>（新設）</u> （主任教諭及び主任養護教諭） 第6条の6 小中学校に、特に高度の知識又は経験を必要とする教諭の職として、主任教諭を置くことができる。 2 小中学校に、特に高度の知識又は経験を必要とする養護教諭の職として、主任養護教諭を置くことができる。 <u>（新設）</u>
備 考 1 改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）がない場合には、当該改正後部分を加える。 2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。 3 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

千代田区立学校の管理運営に関する規則の一部改正について

1 改正趣旨

東京都教育委員会は、栄養教諭の人材育成及び各地区における食育推進体制の更なる強化を図るため、栄養教諭の上位職を設置することとした。

このことに伴い、県費負担教職員である栄養士または栄養教諭が管内の学校に配置されている区市町村教育委員会においても当該職の設置を規定する必要がある。

2 改正内容

栄養教諭の上位職である主任栄養教諭及び主幹教諭（栄養）を設置する。

（東京都教育委員会から各区市町村に所管の学校管理運営規則改正の依頼あり）

3 新旧対照表

別紙のとおり

4 施行期日

令和2年4月1日

千代田区立幼稚園教育管理職の業績評価に関する規則の一部を改正する規則

千代田区立幼稚園教育管理職の業績評価に関する規則（平成13年千代田区教育委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

新（改正後）	旧（現 行）
（業績評価の基準日） 第4条 業績評価の基準日（以下単に「基準日」という。）は、3月31日とする。 （業績評価の対象期間） 第5条 業績評価の対象となる期間（以下「対象期間」という。）は、<u>基準日の属する年の前年の4月1日から基準日の属する年の3月31日までとする。</u>ただし、当該対象期間の途中に幼稚園教育管理職に採用された者、幼稚園教育管理職に昇任を命ぜられた者又は幼稚園教育管理職で転任を命ぜられた者については、その採用、昇任又は転任の日からを対象期間とする。	（業績評価の基準日） 第4条 業績評価の基準日は、<u>9月30日（以下「前期基準日」という。）及び3月31日（以下「後期基準日」という。）</u>とする。 （業績評価の対象期間） 第5条 業績評価の対象となる期間（以下「対象期間」という。）は、<u>前期基準日にあつては当該基準日の属する年の4月1日から9月30日まで、後期基準日にあつては当該基準日の属する年の前年の10月1日から当該基準日の属する年の3月31日までとする。</u>ただし、当該対象期間の途中に幼稚園教育管理職に採用された者、幼稚園教育管理職に昇任を命ぜられた者又は幼稚園教育管理職で転任を命ぜられた者については、その採用、昇任又は転任の日からを対象期間とする。
備 考 1 改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）がない場合には、当該改正後部分を加える。 2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。 3 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

附 則
この規則は、令和2年4月1日から施行する。

幼稚園教育管理職の業績評価に関する規則の一部改正について

1 改正趣旨

園経営に係る課題が長期化及び複雑化している現状を踏まえ、幼稚園教育管理職の業績評価の基準日及び対象期間について、見直しを行う。

2 改正概要

幼稚園教育管理職の業績評価は、前期及び後期の2回行っているが、小・中・中等教育学校の教育職員（管理職を含む）及び幼稚園教員と同様、年1回とする。

（1）評価基準日

（現 行）9月30日及び3月31日 （改正後）3月31日

（2）評価対象期間

（現 行）4月1日～9月30日及び10月1日～3月31日

（改正後）4月1日～3月31日

3 新旧対照表

別紙のとおり

4 施行期日

令和2年4月1日

議案第 18 号

千代田区教育研究専門員の設置等に関する規則を廃止する規則

千代田区教育研究専門員の設置等に関する規則（昭和 62 年千代田区教育委員会規則第 3 号）は、廃止する。

附 則

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

千代田区教育研究専門員の設置等に関する規則の廃止について

1 廃止理由

会計年度任用職員となる千代田区教育研究専門員の職は、千代田区会計年度任用職員の任用等に関する規則(令和元年千代田区規則第16号)に基づき、他の会計年度任用職員と同様に要綱で規定するため、本規則を廃止する。

2 廃止年月日

令和2年3月31日

議案第19号

千代田区立教育研究所処務規程（昭和47年千代田区教育委員会訓令第2号）を次のように改正する。

新（改正後）	旧（現 行）
（職員） <u>第3条 所に所長を置き、千代田区教育委員会事務局子ども部指導課長の職にある者をもって充てる。</u> 2 前項のほか必要な職員を置くことができる。 <u>3 前項の職員は、千代田区教育委員会（以下「委員会」という。）の所属職員のうちから委員会が配属する。</u>	（職員） <u>第3条 所に所長を置く。</u> 2 前項のほか必要な職員を置くことができる。
（職員の職責） <u>第4条</u> （現行に同じ）	<u>（職員の任免）</u> <u>第4条 所長は、教育行政に関し、識見を有する者のうちから千代田区教育委員会（以下「委員会」という。）が命ずる。</u> <u>2 前項以外の職員は、委員会の所属職員のうちから委員会が配属する。</u>
（専決事案） <u>第5条</u> （現行に同じ）	（職員の職責） <u>第5条</u> 所長は、子ども部長の命を受け所の事務をつかさどり所属職員を指揮監督する。 2 前項以外の職員は、上司の命を受け事務又は業務に従事する。 （専決事案） <u>第6条</u> 所長が専決できる事案は、次のとおりとする。 （1） 職員の事務分掌に関すること。 （2） 職員の出張、研修命令、超過勤務、休日勤務及び給与減額免除の承認に関すること。 （3） 職員の欠勤、休暇、職務に専念する義務の免除及び給与減額免除の承認に関すること。 （4） 軽易な事項に関する通知、申請、照会、回答、諮問、報告、進達及び副申に関すること。 （5） その他常例の事項で疑義及び自由裁量の余地のない軽易な事項
（事案の代決） <u>第6条</u> （現行に同じ）	（事案の代決） <u>第7条</u> 所長が出張又は休暇その他の事故により不在のときは、所長があらかじめ指定する職員がその事案を代決する。 2 前項の規定により代決できる事案は、特に至急に処理しなければならない事案又は常例に属する軽易な事案であつて、判断の余地のないものに限るものとする。
（後閲） <u>第7条</u> （現行に同じ）	（後閲） <u>第8条</u> 代決により処理した場合は、起案者は事後すみやかに所長の閲覧を受けなければならない。

(簿冊等) 第8条 (現行に同じ) (事業報告等) 第9条 (現行に同じ) (処務細則) 第10条 (現行に同じ) (準用) 第11条 (現行に同じ)	(簿冊等) 第9条 所長は、必要な簿冊等を備えなければならない。 (事業報告等) 第10条 所長は、毎月5日までに次に掲げる事項について、教育担当部長を経由して子ども部長に報告しなければならない。 (1) 前月分の職員の勤務状況 (2) 前月分の事業の実施状況 2 前項の規定にかかわらず、重要又は異例に属する事項については、そのつど教育長に報告しなければならない。 (処務細則) 第11条 所長は、教育長の承認を受けて処務細則を定めることができる。 (準用) 第12条 この規程に定めるもののほか、必要な事項については、教育委員会事務局に適用される規定を準用する。
備 考 1 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)がない場合には、当該改正後部分を加える。 2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。 3 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

附 則
この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

千代田区立教育研究所処務規程の一部改正について

1 改正趣旨

会計年度任用職員制度の導入に伴い、教育研究所長の職を常勤の管理職員が担う職とする。

2 改正内容

教育研究所長は、指導課長の職にある者をもって充てることとする。

3 新旧対照表

別紙のとおり

4 施行期日

令和2年4月1日

議案第 20 号

議案第 10 号「日比谷図書文化館文化財事務室処務規程の一部改正」の取消し

令和 2 年千代田区教育委員会第 5 回定例会（令和 2 年 3 月 24 日開催）で議決を受けた議案第 10 号「日比谷図書文化館文化財事務室処務規程の一部改正」について、その議決を取り消す。

日比谷図書館文化財事務室処務規程の一部改正の取消しについて

取消し理由

室長を担当課長充て職とすることで現場における指揮監督権付与に伴う推進体制強化を図るという意図であったが、文化財事務室長を文化財担当課長が担うことによって、日常的に係長相当の職務を執行する必要性が生じ、担当課長本来の業務に支障が生じるおそれがある。

これら課題を再検討した結果、係長職が室長を担い、日常業務を着実に執行する体制を確保しつつ、文化財担当課長が文化財事務室職員に対する職務上の指導を行うことで円滑な運営が期待できる。

令和2年度 教育委員会事務局 一般職員・再任用職員(フルタイム)の異動

内示書（新所属順） 【教育委員会事務局 子ども部（学校等含む）】

令和2年4月1日付

新任職	現任職	氏 名	備 考
教育委員会事務局子ども部子ども総務課子ども総務係長（課長補佐）	地域振興部コミュニティ総務課管理係長（課長補佐）	江口 友規	
教育委員会事務局子ども部子ども総務課	麴町出張所	濱本 美那	
教育委員会事務局子ども部子ども支援課運営支援主査	教育委員会事務局子ども部子ども支援課運営支援主査	日下石 洋子	再任用
教育委員会事務局子ども部子ども支援課入園審査係長	保健福祉部高齢介護課高齢者施設担当係長	今津 靖和	
教育委員会事務局子ども部子ども支援課	地域振興部総合窓口課	飯野 景	
教育委員会事務局子ども部子ども支援課	地域振興部税務課	三上 千郷	
教育委員会事務局子ども部子ども支援課	教育委員会事務局子ども部子ども施設課	石井 凌雅	
教育委員会事務局子ども部子ども支援課	保健福祉部健康推進課	遠藤 眞輝	
教育委員会事務局子ども部子ども支援課			新規採用
麴町保育園園長代理	麴町保育園園長代理	原田 秀子	再任用
麴町保育園	いずみこども園	富岡 美幸	
麴町保育園			新規採用
麴町保育園			新規採用
麴町保育園			新規採用
神田保育園	神田保育園＜千代田幼稚園＞	水野 由依	研修終了
神田保育園	いずみこども園	伊藤 翠	
神田保育園			新規採用
神田保育園			新規採用
神田保育園			新規採用
西神田保育園主任	西神田保育園主任	寄田 洋子	再任用
西神田保育園	ふじみこども園	堀 麻衣子	
西神田保育園	神田保育園	渡部 百合香	
西神田保育園			新規採用
西神田保育園			新規採用

新任教	現任教	氏 名	備 考
西神田保育園＜九段幼稚園＞	西神田保育園	伊東 梨那	研修
四番町保育園園長代理	ふじみこども園主任	池本 美穂子	昇任
四番町保育園	四番町保育園	前川 洋子	再任用
四番町保育園			新規採用
四番町保育園			新規採用
四番町保育園			新規採用
いずみこども園副園長（課長補佐）	いずみこども園副園長（課長補佐）	杉本 みさ子	再任用
いずみこども園主任	神田保育園	佐藤 知恵子	昇任
いずみこども園主任	いずみこども園	高木 玲奈	昇任
いずみこども園	西神田保育園	小島 里紗	
いずみこども園			新規採用
いずみこども園			新規採用
ふじみこども園主査	ふじみこども園主任	水野谷 恵美	昇任
ふじみこども園主任	麴町保育園主任	外山 博子	
ふじみこども園	西神田保育園	小池 麻美	
ふじみこども園			新規採用
ふじみこども園			新規採用
教育委員会事務局子ども部子育て推進課子育て推進主査	教育委員会事務局子ども部子育て推進課主任	永野 彩葉	昇任
教育委員会事務局子ども部子育て推進課指導検査担当係長	保健福祉部障害者福祉課担当係長	岡嶋 潤	
教育委員会事務局子ども部子育て推進課主任	教育委員会事務局子ども部子ども支援課主任	川合 美津子	
教育委員会事務局子ども部子育て推進課主任	政策経営部財政課主任	金森 亮太	
教育委員会事務局子ども部子育て推進課主任	地域振興部国際平和・男女平等人権課	天野 泉	昇任
児童・家庭支援センター児童センター主査	児童・家庭支援センター児童センター主査	中村 千春	再任用
児童・家庭支援センター担当係長	児童・家庭支援センター担当係長	能美 実香	再任用
児童・家庭支援センター主任	児童・家庭支援センター主任	川上 美和子	再任用
児童・家庭支援センター主任	一番町児童館主任	渋谷 直子	再任用
児童・家庭支援センター主任	児童・家庭支援センター	橘 知里	昇任
児童・家庭支援センター主任	政策経営部契約課	白石 昂大	昇任

新任職	現任職	氏 名	備 考
児童・家庭支援センター主任			新規採用
児童・家庭支援センター	教育委員会事務局子ども部学務課	高金 えりか	
神田児童館館長代理	神田児童館主任	相模 佐知子	昇任
神田児童館	麴町保育園	重安 雅史	
四番町児童館長	四番町児童館長	谷川 香織	再任用
四番町児童館館長代理	四番町児童館主任	中西 淳子	昇任
四番町児童館	ふじみこども園	林 香穂	
一番町児童館館長代理	一番町児童館館長代理	下村 市子	再任用
一番町児童館主任	神田保育園主任	入間 眞有美	
教育委員会事務局子ども部子ども施設施設設計画担当係長	環境まちづくり部道路公園課管理主査	腰塚 亜由美	
教育委員会事務局子ども部子ども施設課	保健福祉部障害者福祉課	金森 三緒	
教育委員会事務局子ども部子ども施設課			新規採用
教育委員会事務局子ども部学務課学校運営係長	教育委員会事務局子ども部学務課学校運営係長	平林 正樹	再任用
教育委員会事務局子ども部学務課	保健福祉部保険年金課	五月女 由佳	
教育委員会事務局子ども部学務課	地域振興部税務課	石川 堇	
教育委員会事務局子ども部学務課	保健福祉部生活支援課	吉内 亮	
教育委員会事務局子ども部学務課			新規採用
教育委員会事務局子ども部学務課			新規採用
教育委員会事務局子ども部学務課			新規採用
教育委員会事務局子ども部学務課			新規採用
教育委員会事務局子ども部指導課事務係長（課長補佐）	教育委員会事務局子ども部指導課事務係長（課長補佐）	林 文則	再任用
教育委員会事務局子ども部指導課教職員人事主査	教育委員会事務局子ども部指導課主任	坂口 千恵子	昇任
教育委員会事務局子ども部指導課主任	教育委員会事務局子ども部指導課	植田 健	昇任
教育委員会事務局子ども部指導課	政策経営部人事課	川口 理美	
教育委員会事務局子ども部指導課			新規採用

(学校)

新任職	現任職	氏 名	備 考
千代田小学校技能主任	千代田小学校技能主任	杉山 孝行	再任用
九段中等教育学校経営企画室主任	保健福祉部障害者福祉課主任	六角 寿江	
九段中等教育学校経営企画室主任	九段中等教育学校経営企画室	坂本 衡治	昇任
九段中等教育学校経営企画室			新規採用
九段中等教育学校経営企画室技能主任	九段中等教育学校経営企画室技能主任	高城 勤一郎	再任用
九段中等教育学校経営企画室技能主任	九段中等教育学校経営企画室技能主任	川野 貞子	再任用

(兼務)

兼務職	所 属	氏 名	備 考
教育委員会事務局子ども部子ども支援課主任	教育委員会事務局子ども部子育て推進課主任	川合 美津子	